

第6章 母親による児童虐待 —母親の自己認知と環境要因—

1. はじめに

児童虐待は、特別な家庭で起こっていることではなく、どこでも誰でも起こりうることである。JILPTが行った「子育て世帯全国調査2014」によれば、約1割の母親が「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」と回答している。こうした児童虐待の不安意識を持つ母親のうち、3人に1人が「(実際に)子どもに行き過ぎた体罰を与えることがある」、1割弱が「育児放棄になった時期がある」と答えている。児童相談所に寄せられた児童虐待相談事案についても、その約6割は実母が主な虐待者となっている。

母親による虐待相談事案は、死亡事件や検挙事件に至るほど悪質なものは少なく、虐待が疑われる程度のものや軽度の虐待がほとんどである。実際、2011年度現在、児童相談所が対応した児童虐待の相談件数が59,862件であるのに対して、検挙件数(警察庁発表)は384件(検挙率0.64%)となっており、悪質な事件はきわめて少数である。しかし、事件にならない程度のもので、身体的暴力やネグレクト(育児放棄)等の虐待を受けた児童は、その後さまざまな面で不利な影響を受ける可能性が高いことが欧米の研究で明らかになっている。例えば、米国の研究によると、児童虐待の被害者は、成人後に望まない妊娠をする確率が高く(Dietz et al. 1999)、また自分自身の子どもを虐待する世代間連鎖が見られる(Kaufman and Zigler 1987; Widom 1989)。さらに、虐待を受けた児童は学業成績の不振、不登校、薬物乱用等の問題行動を引き起こす確率が比較的高く、卒業後の就業状況も全般的に悪いとの研究結果がある(Starr and Wolfe 1991; Felitti et al. 1998)。

ではなぜ、母親はお腹を痛めて生んだわが子の虐待に走ってしまうのか。母親による児童虐待の発生要因として、主に2種類の見解がある(竹沢 2010)。第1に、母親の心理的病理の側面を強調する見方、いわゆる「病理説」である。虐待をする女性の「母性本能の欠如」、「親としての未熟さ」など、児童虐待が個人的な問題として捉えられる。第2に、失業、低収入、精神的孤立などの社会・経済環境に起因する問題とみなす見解、いわゆる「環境説」である。日本ではこれまで「病理説」が主流であったが、「環境説」を支持する論者(例えば、上野 2007、山野 2008)が2000年代以降に増えている(竹沢 2010)。

欧米では、「環境説」を裏付ける調査・研究(例えば、Paxson and Waldfogel 1999, 2002)がすでに多数公表されているが、日本ではこのような実証研究はまだ皆無に等しい。児童虐待を引き起こす可能性のある母親側が置かれた経済・社会環境については、ほとんど未解明のままである。児童虐待の要因分析が進まない背景には、虐待に関する実態調査データの欠如が大きく関係している。

きちんとした実態調査データがない中、筆者は2011、2012年と2014年に行った「子育て

世帯全国調査」³⁰の中で、児童虐待の有無における母親の自己認知に関する調査項目を独自に設けて、母親による児童虐待の環境要因を解明する試みを行った。回答者の個人的感情を配慮して、調査項目には「児童虐待」という言葉を極力避け、「身体的暴力」の代わりに「子どもに行き過ぎた体罰」、「児童虐待」の代わりに「わが子を虐待しているのではないか、と思ひ悩んだ」ことの有無といった比較的受け入れやすい設問を設けて、そこから「児童虐待」の発生とその環境要因を推察することにした。

2. 研究の背景

日本の児童虐待が先進国の中で特別に深刻というわけではない。2011年現在、児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は年間6万件弱、児童千人あたり2.9件となっている³¹。児童千人あたり9.2件の児童虐待が報告されているアメリカ（データ出所：米国健康と人的資源省子ども局“Child Maltreatment2010”）に比較して、日本の児童虐待の発生頻度は低い。

ただし、虐待の通報の義務化や児童保護意識の高まりなどに伴い、日本の児童虐待相談件数に近年急増の傾向が見られる。1990年当時、日本全国で児童相談所に寄せられた児童虐待相談の対応件数は、年間1千件程度に過ぎなかった。その後児童虐待相談の対応件数が年々増え、2011年現在児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は年間6万件弱に上っており、直近の10年間では年平均10%のペースで増加している。相談対応件数の急増に比例して、警察庁が報告した児童虐待検挙事件の被害児童数も年々増加し、2011年現在では398人となっており、10年前の約2倍に達している（図表6-1）³²。相談対応した虐待の種別をみると、「身体的虐待」（38.2%）と「育児放棄（ネグレクト）」（32.5%）が全体の約7割を占めている（図表6-2）。一方、児童虐待検挙事件の種別では、「身体的虐待」（76.7%）と「性的虐待」（19.0%）が全体の95%以上を占めている。

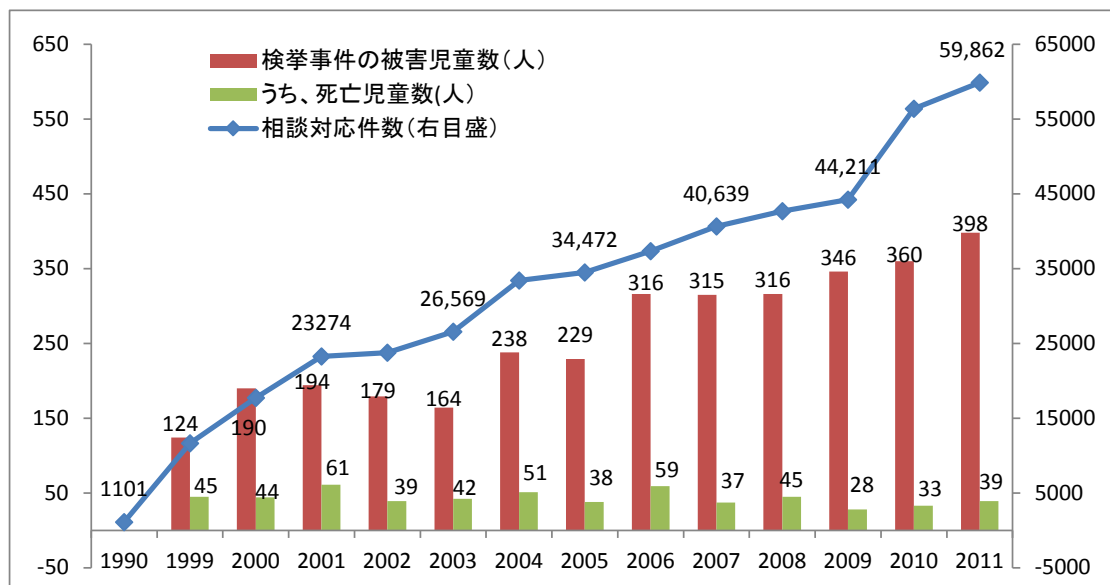
ここで注目すべきは、児童相談所に寄せられた児童虐待相談事案の約6割は、実母が主な虐待者であるという事実である。検挙事件までに発展した比較的深刻な児童虐待事案においても、約3割は主な虐待者が母親となっている（図表6-2）。父親と比較して、母親が子どもと接する時間が圧倒的に長く、子育てを一手に引き受けているケースが多いため、児童虐待の加害者になる機会も、父親より多いのが実情のようである。

³⁰ いくつか重要な説明変数に関する情報が欠落しているため、本研究は2011調査の個票データを分析対象としていない。

³¹ 児童人口は、総務省統計局『人口推計年報（2011年10月1日現在推計人口）』の0～17歳人口をもとに算出。

³² 一方、検挙事件の死亡児童数は、増加せず横ばいで推移してきた。その一因として死亡リスクの高い乳幼児の比率が減ったことで死亡数の増加が抑制されていると竹沢(2010)は指摘している。

図表6－1 児童虐待相談対応件数、検挙事件の被害児童数と死亡児童数の推移
(1990～2011 年度)



データ出所：児童虐待検挙事件の被害児童数、死亡児童数は、警察庁『少年非行等の概要』、『児童虐待および福祉犯罪の検挙状況』、児童虐待相談の対応件数（児童相談所ベース）は厚生労働省『社会福祉行政業務報告』より筆者が作成。2010年度の相談対応件数は、福島県を除いて集計した数値である。

図表6－2 児童虐待の種別と親が虐待者となる割合（2010 年度）

	相談対応	検挙事件
虐待の種別		
身体的虐待	38.2%	76.7%
性的虐待	2.5%	19.0%
ネグレクト	32.5%	4.3%
心理的虐待	26.7%	0.0%
主な虐待者/検挙人員に占める		
母親の割合	61.5%	30.4%
（実母の割合）	60.4%	27.5%
父親の割合	31.5%	69.6%
（実父の割合）	25.1%	28.3%

注：原データの出所は、同図表6－1。

3. 既存研究と本研究の仮説

「母親は子どもに愛情を感じるのが当たり前、児童虐待をする女性は“母性本能”に欠陥がある」—そう思っている人は今も少なくないはずである。それに対して、母性というのは必ずしも女の本能ではないこと、母親は必ずしも子供に対して献身的であるとは限らないこと、「母性本能」はむしろ近代が作り出した幻想に過ぎないことが、近年の研究によって明らかになっている（バダンテール 1998）。霊長類の研究によれば、母親の体調や栄養状態が危機的状況にあるときに育児の放棄が見られる。子育てに適していない状況では子育てを諦め、

次の機会を待つことが母親の繁殖戦略であるとの見方もできる。言い換えれば、母親が児童虐待を行うのは、子育てに適していない環境に置かれているからだ、と推測することも可能である。

では、どのような環境下であれば、母親が子育てをあきらめる可能性が高まるのか。Paxson and Waldfogel (1999) は、子育て「資源」が乏しい環境においては、児童虐待が発生しやすいと指摘する。ここでの「資源」とは、所得等の「経済的資源」だけではなく、子育てに投じる「時間的資源」、および「育児時間 (parental time)」の質も含まれている。低所得の有業シングルマザーは、経済的資源と時間的資源の両方が乏しく、ただでさえ少ない育児時間を質の高いものにする程の体力と精神状態にないことが多いため、児童虐待の発生確率が高くなると予想される。母子世帯比率の高い州ほど、母親の就業率が高い州ほど、児童虐待の報告件数が多いという統計分析の結果が、その根拠の1つとなる。

一方、Goldman *et al.* (2003) は、子育て資源の重要性を認めながらも、うつ病、被虐経験等親自身の属性、病気、障害等子どもの属性、孤立無援状態にいる社会環境も、児童虐待の発生に絡んでいると示唆している。

そこで、本研究は、第(1)式の実証モデルに基づき、経済・社会環境が児童虐待に与える影響を探ろうとしている。

$$y_i^* = \alpha + \sum_j \beta_j E_{ij} + \sum_k \lambda_k S_{ik} + \sum_l \delta_l P_{il} + \varepsilon_i \quad (1)$$

$$\begin{aligned} \text{ただし、} y_i &= 1 & \text{if } y_i^* > 0 \\ y_i &= 0 & \text{otherwise} \end{aligned}$$

y_i^* は観察されない潜在変数であり、母親 i における児童虐待の傾向(連続変数)を表す。 y_i は実際観察される変数であり、児童虐待の自己認知を持つ場合に1、持たない場合に0となるダミー変数である。

E は、経済環境を表す j 個の外生変数である。等価所得の階級(4分類)、食料を買うお金の有無、貯蓄を生活費に回しているかどうかといった世帯の経済状況を表す変数が含まれている。厳しい経済環境にいる母親ほど、児童虐待の発生確率が高くなると予測される(「経済環境要因仮説」)。

S は、社会環境を表す k 個の外生変数である。子ども数、重病・難病・障害児の有無、低出生体重児(出生時の体重が1,500g未満、以下同)の有無、第1子が婚外子かどうか、祖父母母との同居の有無、ひとり親かどうか、居住地が大都市かどうか、といった変数が含まれている。子育てストレスの多い社会環境下(多子、障害児、婚外子、ひとり親など)に置かれている母親ほど、児童虐待の発生確率が高くなると予測される。また、祖父母と同居してい

る家庭や、大都市以外の居住環境では、周囲に見守りの目が多く孤立無援の状態になりにくいため、児童虐待が発生しにくいと考えられる（「社会環境要因仮説」）。

P は、母親の個人属性を表す I 個の外生変数である。母親の年齢、学歴、就業状態、職業キャリアコース、健康状態、うつ傾向の有無、未成年期に親から身体的暴力を受けた経験の有無、両親の離婚といった属性変数³³が含まれている。「病理説仮説」が正しければ、母親の悪い健康状態、うつ傾向、未成年期に親から身体的暴力の体験は、児童虐待の発生を助長する可能性が高い。

その他、 α 、 β 、 λ 、 δ は係数、 ε は標準正規分布を持つ誤差項である。

4. データと主な変数の定義

本章の用いるデータは、(独) 労働政策研究・研修機構 (JILPT) が 2012 年と 2014 年に実施した「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(略称：子育て世帯全国調査) の個票である。

「子育て世帯全国調査」の調査対象となったのは、18 歳未満の子どもを育てている全国 4,000 世帯 (ふたり親世帯とひとり親世帯 2,000 世帯ずつ) である。調査対象世帯 (標本) は、住民基本台帳より層化二段無作為抽出法によって選ばれ、専門の調査員が戸別訪問して調査票の配付と回収を行った。また、調査票の回答者は、原則として、子どもの母親となるよう調査員が口頭で依頼した。それぞれの調査における 11 月 1 日 (調査基準日) 時点の状況を回答してもらった。実際に回収された有効標本数は、2012 年調査では 2,201 票 (有効回収率 55%)、2014 年調査では 2,197 票 (有効回収率 55%) である³⁴。研究ターゲットが母親であるため、父子世帯票や父親回答票を除く 4,177 票 (2012 年調査 2,082 票、2014 年調査 2,095 票) が分析対象となる。

なお、本稿の集計にあたっては、ブロックと世帯類型ごとに母集団数と有効回答数の比率により復元倍率 (JILPT2015:6 頁) を定め、この復元倍率によりウエイトバック集計を行っている。

個票分析に用いる児童虐待 (Child Maltreatment) の関連指標は、調査対象者 (母親) が「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」(CM1)、「自分の子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」(CM2) または「育児放棄になった時期がある」(CM3) の有無に関する回答を元に作成したダミー変数である。ただし、上記の児童虐待行為の有無は、母親の自己認知であり、実際の虐待行為との間に一定の乖離が生じる場合も考えられる。また、いずれの指標も過去の累積経験値なので、「ある」と答えた母親が現在も児童虐待を行っているとは限らないことに留意されたい。

³³ 各変数に関する詳細は、図表 6-3 を参照されたい。

³⁴ 各回の調査の方法および結果の詳細については、JILPT(2013、2015)を参照されたい。

分析に用いた主な変数の定義は、図表 6－3 の通りである。

図表6－3 主要な変数の定義

変数名	定義
「児童虐待」思い悩みの経験あり(CM1)	体験の有無について、「はい」の場合に1、それ以外0
「行き過ぎた体罰」の経験あり(CM2)	体験の有無について、「はい」の場合に1、それ以外0
「育児放棄」の経験あり(CM3)	体験の有無について、「はい」の場合に1、それ以外0
経済環境	等価所得が貧困線(122万円)以下 貧困線の101%～200% 貧困線の201%以上 不詳
	等価所得＝世帯の年間可処分所得／(世帯人数の平方根) ※貧困線(122万円)は厚生労働省の公表値(2012年)
	食料を買うお金が無かった
社会環境	貯蓄を生活費に回している
	子ども数
	重病・難病・障害児あり
社会環境	低出生体重児あり
	第1子が婚外子
	祖父母と同居
社会環境	ひとり親
	人口20万人以上の都市に居住
母親の個人属性	現在年齢
	学歴—高卒以下 短大・高専 大学(院) その他・不詳
	現在の就業状態—無業 正社員 非正社員
母親の個人属性	職業キャリアコース—就業継続型 退職復帰(予定)型 引退型・その他
	健康状態が(あまり)良くない
	うつ傾向あり
母親の個人属性	未成年期に親から身体的暴力
	両親が離婚

5. 実証分析の結果

(1) 単純集計

児童虐待(Child Maltreatment)に関する母親の自己認知の割合が図表 6－4 の通りである。本研究が調べている 3 つの児童虐待指標のうち、「児童虐待」の思い悩み(CM1)を過去に経験している母親は 12.0%で、割合としては、もっとも高い。一方、「育児放棄」(CM3)を過

去に体験している母親は 2.2%で、割合としては、もっとも低い。CM1、CM2、CM3 のいずれかの経験ありの母親は、全体の 16.0%である。

母親全体と比較して、シングルマザーにおける CM1 と CM2 経験ありの割合がやや高いものの、差はそれほど大きいものではない。しかし、「育児放棄」(CM3)については、シングルマザーにおける経験ありの割合(4.8%)は母親全体(2.2%)の約2倍の高さである。また、「児童虐待」の思い悩み(CM1)を過去に体験している母親のうち、実際に「育児放棄」も経験している母親が、全体では 8.1%であるのに対して、母子世帯では 19.4%に上る。母子世帯は、「育児放棄」リスクが相対的に高いことが、単純集計の結果から推察できる。

「育児放棄」の経験ありと回答した母親のうち、半数弱(45.4%)が「児童虐待」の思い悩みを経験し、4割(40.3%)が子どもに「行き過ぎた体罰」を行ったことがあると認めている。シングルマザーに至っては、「育児放棄」の経験ありと回答した者のうち、6割近く(58.9%)が「児童虐待」の思い悩みを経験している。「育児放棄」の自己認知を持つ母親の抱える問題はより深刻であることが分かる。

一方、「児童虐待」の思い悩み(CM1)を過去に経験している母親のうち、実際に「行き過ぎた体罰」や「育児放棄」を経験した者は、それぞれ 32.4%と 8.1%となっており、大多数の母親は具体的な虐待行為の有無について明確な認知を持っておらず、自分が虐待としつけのグレーゾーンに位置していると考えているようである。

図表6-4 「児童虐待」(Child Maltreatment, CM)に関する母親の自己認知(%)

	母親全体			母子世帯の母親		
	2012年	2014年	合計	2012年	2014年	合計
「児童虐待」思い悩み(CM1)の経験あり	12.6	11.4	12.0	13.0	16.2	14.7
うち、「行き過ぎた体罰」の経験あり	31.1	34.0	32.4	35.7	31.6	33.4
うち、「育児放棄」の経験あり	7.5	8.9	8.1	19.6	19.2	19.4
「行き過ぎた体罰」(CM2)の経験あり	7.1	7.1	7.1	8.7	9.0	8.8
うち、「児童虐待」思い悩みの経験あり	55.2	54.6	54.9	53.7	57.3	55.5
うち、「育児放棄」の経験あり	9.8	14.6	12.2	23.6	19.6	21.5
「育児放棄」(CM3)の経験あり	2.4	1.9	2.2	5.4	4.2	4.8
うち、「児童虐待」思い悩みの経験あり	39.3	53.0	45.4	46.7	73.7	58.9
うち、「行き過ぎた体罰」の経験あり	29.1	54.3	40.3	37.6	41.5	39.3
CM1、CM2とCM3の何れかの経験あり	17.0	15.1	16.0	19.1	21.0	20.1
N	2,082	2,095	4,177	626	727	1,353

注：復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

図表6－5 「児童虐待」経験の有無別経済環境、社会環境、個人属性の比較

		「児童虐待」思い悩み (CM1)		「行き過ぎた体罰」 (CM2)		「育児放棄」(CM3)	
		なし	あり	なし	あり	なし	あり
経済環境	等価所得が貧困線(122万円)以下	6.4%	11.8%	6.9%	9.6%	6.8%	18.6%
	貧困線の101%～200%	26.1%	28.3%	26.0%	31.5%	26.2%	34.3%
	貧困線の201%以上	26.0%	21.4%	25.7%	21.8%	25.7%	11.4%
	不詳	41.5%	38.6%	41.5%	37.2%	41.3%	35.7%
	食料を買うお金が無かった	6.7%	9.7%	6.8%	10.3%	6.8%	19.4%
社会環境	貯蓄を生活費に回している	4.9%	10.0%	5.1%	10.8%	5.4%	12.0%
	子ども数	2.0	2.1	2.0	2.2	2.0	2.2
	重病・難病・障害児あり	2.9%	5.4%	3.2%	3.4%	3.1%	6.4%
	低出生体重児あり	2.3%	3.3%	2.4%	2.8%	2.3%	7.6%
	第1子が婚外子	8.3%	5.5%	8.0%	7.1%	7.9%	10.4%
	祖父母と同居	22.6%	19.8%	22.6%	17.6%	22.2%	27.6%
	ひとり親	11.1%	14.7%	11.3%	15.0%	11.2%	26.6%
母親の個人属性	人口20万人以上の都市に居住	26.9%	29.6%	27.0%	30.7%	27.6%	13.1%
	現在年齢	40.1	39.1	40.0	40.5	40.1	38.0
	学歴—高卒以下	39.7%	40.1%	39.4%	44.2%	39.3%	58.4%
	短大・高専	39.7%	44.3%	40.3%	40.1%	40.5%	31.1%
	大学(院)	18.8%	15.3%	18.5%	15.7%	18.5%	9.7%
	その他・不詳	1.8%	0.4%	1.8%	0.1%	1.6%	0.7%
	現在の就業状態—無業	29.1%	30.5%	29.7%	23.6%	29.4%	22.3%
	正社員	23.1%	19.2%	22.9%	19.0%	22.6%	22.7%
	非正社員	47.9%	50.3%	47.4%	57.4%	48.0%	55.0%
	職業キャリアコース—就業継続型	42.1%	39.9%	42.5%	33.4%	41.9%	35.3%
	退職復帰(予定)型	37.3%	41.4%	36.8%	50.6%	37.7%	44.6%
	引退型・その他	20.6%	18.7%	20.7%	16.0%	20.4%	20.2%
	健康状態が(あまり)良くない	10.4%	20.9%	10.8%	23.1%	11.2%	34.7%
	うつ傾向あり	16.5%	35.8%	17.4%	37.8%	18.0%	58.6%
	未成年期に親から身体的暴力	4.8%	18.3%	5.1%	24.3%	6.0%	29.6%
	両親が離婚	10.5%	21.2%	11.0%	22.7%	11.6%	21.9%
N		3,044	477	3,246	274	3,425	96

注：還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

図表6－5は、「児童虐待」経験の有無別経済環境、社会環境および個人属性の平均値を比較した結果である。まず、「経済環境要因仮説」の予測の通り、「児童虐待」経験のない母親に比べて、経験ありの母親はいずれの経済環境指標においても、悪い状況に置かれていることが分かる。例えば、「児童虐待」の思い悩みなしの母親の相対的貧困率が6.4%であるのに対して、思い悩みありの母親の貧困率は11.8%に上る。とくに「育児放棄」の経験ありの母親については、18.6%が貧困世帯、19.4%が「食料を買うお金が無かった」、12.0%が「貯蓄を生活費に回している」と回答しており、経験なしの母親に比べて経済環境の厳しさが際立っている。

次に、「社会環境要因仮説」のいくつかの予測も集計結果と一致している。「児童虐待」経験のない母親に比べて、経験ありの母親はおおむね「重病・難病・障害児」と「低出生体重児」を育てている割合が高く、ひとり親の比率が高い。また、CM1とCM2については、経

験のない母親は、仮説予測の通りに祖父母と同居する比率や大都市以外の地域に居住する割合が高くなっているが、「育児放棄」(CM3)については逆の結果となっている。一方、子ども数や婚外子については、必ずしも予測通りの結果になっていない。

最後に、個人属性のうち、「病理説仮説」の予測通り、「児童虐待」経験ありの母親は、「健康状態が良くない」、「うつ傾向あり」および「未成年期に親から身体的暴力」を経験した者の割合が相対的高くなっている。とくに「育児放棄」経験ありと答えた母親のうち、34.7%が「健康状態が良くない」、29.6%が「未青年期に親から身体的暴力」、58.6%が「うつ傾向あり」など、身体的、メンタル的問題を抱えている者が多いことが分かる。

(2) 推定結果

「児童虐待」思い悩み(CM1)、「行き過ぎた体罰」(CM2)、「育児放棄」(CM3)およびCM1-CM3のいずれかの経験に関する推定結果が図表6-6～図表6-9にまとめられている。

「経済環境要因」のみが考慮されているモデル1の推定結果をみると、経済環境は、CM1とCM3に与える影響が顕著である一方、CM2に与える影響は限定的である。世帯所得が貧困線以下の母親に比べて、世帯所得が中位所得以上(貧困線の201%以上)の母親はCM1の確率が6.2%ポイント、CM3の確率が2.8%ポイント低いことが分かった。また、「食料を買うお金が無かった」母親は、CM1の確率が3.9%ポイント、CM3の確率が1.7%ポイント高くなっている。

「社会環境要因」が推定式に加えられたモデル2の推定結果では、「経済環境要因」が依然としてCM1とCM3に有意な影響を与えているが、限界効果の大きさがやや縮小している。

「社会環境要因」のうち、「重病・難病・障害児」の母親は、CM1とCM3を経験する確率がそれぞれ7.4%ポイントと1.8%ポイント高い。「低出生体重児」の母親は、CM3の確率が2.4%ポイント上がる。ふたり親世帯の母親に比べて、母子世帯の母親は、CM1とCM3を経験する確率がそれぞれ2.4%ポイントと1.8%ポイント高い。一方、祖父母との同居は、CM3には影響しないものの、CM1とCM2の確率をそれぞれ2.5%ポイントと2.2%ポイントを減らす効果がある。

「母親の個人属性」を含むモデル3の推定結果では、「経済環境要因」の影響がさらに縮小して、母親の健康状態、うつ傾向、未成年期における親からの身体的暴力などの個人属性が児童虐待の発生確率に強い説明力を持っていることが分かった。健康状態が一般または良好の母親に比べて、健康状態が良くない母親は、CM1、CM2、CM3を経験する確率がそれぞれ3.9%ポイント、2.7%ポイントと1.4%ポイント高い。うつ傾向のない母親と比較して、うつ傾向のある母親はCM1、CM2、CM3を経験する確率がそれぞれ8.9%ポイント、5.2%ポイント、2.6%ポイント高い。未成年期に親から身体的暴力を受けたことの無い母親に比べて、暴力を受けたことのある母親は、CM1、CM2、CM3を経験する確率がそれぞれ12.7%ポイン

ト、9.9%ポイント、2.6%ポイント高い。

CM1～CM3 のいずれかの経験に関する図表 6－9 の推定結果も、上記図表 6－6～図表 6－8 の推定結果と類似している。

図表6－6 「児童虐待」思い悩み(CM1)の経験の推定結果(Probit モデル)

		Model 1		Model 2		Model 3	
		dy/dx	SE	dy/dx	SE	dy/dx	SE
経済環境	等価所得が貧困線(122万円)以下						
	貧困線の101%～200%	-0.0481	0.0201 **	-0.0387	0.0215 *	-0.0378	0.0234
	貧困線の201%以上	-0.0622	0.0210 ***	-0.0532	0.0229 **	-0.0376	0.0262
	不詳	-0.0752	0.0185 ***	-0.0634	0.0197 ***	-0.0461	0.0219 **
	食料を買うお金が無かった	0.0385	0.0185 **	0.0340	0.0192 *	-0.0155	0.0223
	貯蓄を生活費に回している	0.0718	0.0229 ***	0.0684	0.0230 ***	0.0536	0.0226 **
社会環境	子ども数			0.0094	0.0064	0.0160	0.0070 **
	重病・難病・障害児あり			0.0739	0.0268 ***	0.0400	0.0289
	低出生体重児あり			0.0360	0.0338	0.0253	0.0381
	第1子が婚外子			-0.0429	0.0210 **	-0.0477	0.0248 **
	祖父母と同居			-0.0251	0.0139 *	-0.0078	0.0143
	ひとり親			0.0192	0.0127	0.0035	0.0147
	人口20万人以上の都市に居住			0.0153	0.0133	0.0195	0.0142
母親の個人属性	現在年齢					-0.0035	0.0009 ***
	学歴—高卒以下						
	短大・高専					0.0328	0.0139 **
	大学(院)					0.0117	0.0188
	その他・不詳					-0.1297	0.0502 ***
	現在の就業状態—無業						
	正社員					-0.0350	0.0197 *
	非正社員					-0.0162	0.0183
	職業キャリアコース—就業継続型						
	退職復帰(予定)型					0.0178	0.0152
	引退型・その他					-0.0305	0.0189
	健康状態が(あまり)良くない					0.0394	0.0177 **
	うつ傾向あり					0.0888	0.0152 ***
	未成年期に親から身体的暴力					0.1270	0.0197 ***
	両親が離婚					0.0445	0.0173 ***
N		4,072		4,025		3,521	

注：(1) 復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした推定値である。

(2) *P 値<0.1、**P 値<0.05、***P 値<0.01

図表6-7 「行き過ぎた体罰」(CM2)経験の推定結果(Probit モデル)

		Model 1		Model 2		Model 3	
		dy/dx	SE	dy/dx	SE	dy/dx	SE
経済環境	等価所得が貧困線(122万円)以下						
	貧困線の101%~200%	-0.0016	0.0163	0.0081	0.0172	0.0095	0.0183
	貧困線の201%以上	-0.0180	0.0180	-0.0054	0.0191	-0.0011	0.0216
	不詳	-0.0250	0.0152 *	-0.0143	0.0159	-0.0074	0.0172
	食料を買うお金が無かった	0.0175	0.0150	0.0123	0.0157	-0.0071	0.0182
	貯蓄を生活費に回している	0.0479	0.0189 ***	0.0460	0.0187 ***	0.0305	0.0184
社会環境	子ども数			0.0181	0.0052 ***	0.0162	0.0057 ***
	重病・難病・障害児あり			-0.0031	0.0215	-0.0226	0.0224
	低出生体重児あり			0.0111	0.0262	-0.0058	0.0275
	第1子が婚外子			-0.0164	0.0162	-0.0134	0.0179
	祖父母と同居			-0.0219	0.0111 ***	-0.0120	0.0113
	ひとり親			0.0240	0.0099 ***	0.0037	0.0113
	人口20万人以上の都市に居住			0.0083	0.0114	0.0152	0.0119
母親の個人属性	現在年齢					0.0003	0.0008
	学歴—高卒以下						
	短大・高専					0.0030	0.0113
	大学(院)					0.0062	0.0163
	その他・不詳					-0.1488	0.0484 ***
	現在の就業状態—無業						
	正社員					-0.0058	0.0158
	非正社員					0.0053	0.0152
	職業キャリアコース—就業継続型						
	退職復帰(予定)型					0.0277	0.0125 **
	引退型・その他					-0.0114	0.0155
	健康状態が(あまり)良くない					0.0268	0.0135 **
	うつ傾向あり					0.0518	0.0120 ***
	未成年期に親から身体的暴力					0.0990	0.0144 ***
	両親が離婚					0.0311	0.0161 **
N		4,072		4,025		3,521	

注：(1) 復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした推定値である。

(2) *P 値<0.1、**P 値<0.05、***P 値<0.01

図表6－8「育児放棄」(CM3)経験の推定結果(Probit モデル)

		Model 1		Model 2		Model 3	
		dy/dx	SE	dy/dx	SE	dy/dx	SE
経済環境	等価所得が貧困線(122万円)以下						
	貧困線の101%～200%	-0.0118	0.0074	-0.0060	0.0081	-0.0024	0.0083
	貧困線の201%以上	-0.0281	0.0088 ***	-0.0196	0.0096 **	-0.0113	0.0104
	不詳	-0.0232	0.0071 ***	-0.0197	0.0078 ***	-0.0130	0.0079 *
	食料を買うお金が無かった	0.0167	0.0060 ***	0.0143	0.0062 **	0.0045	0.0065
	貯蓄を生活費に回している	0.0115	0.0096	0.0104	0.0097	0.0087	0.0093
社会環境	子ども数			0.0015	0.0025	0.0038	0.0027
	重病・難病・障害児あり			0.0175	0.0081 **	0.0044	0.0087
	低出生体重児あり			0.0241	0.0117 **	0.0200	0.0119 *
	第1子が婚外子			0.0021	0.0069	0.0000	0.0075
	祖父母と同居			0.0014	0.0056	0.0051	0.0054
	ひとり親			0.0176	0.0049 ***	0.0105	0.0054 **
	人口20万人以上の都市に居住			-0.0173	0.0065 ***	-0.0152	0.0064 **
母親の個人属性	現在年齢					-0.0012	0.0003 ***
	学歴—高卒以下						
	短大・高専					-0.0051	0.0056
	大学(院)					-0.0079	0.0073
	その他・不詳					-0.0194	0.0133
	現在の就業状態—無業						
	正社員					0.0088	0.0083
	非正社員					0.0078	0.0075
	職業キャリアコース—就業継続型						
	退職復帰(予定)型					0.0011	0.0058
	引退型・その他					0.0047	0.0080
	健康状態が(あまり)良くない					0.0135	0.0066 **
	うつ傾向あり					0.0259	0.0062 ***
	未成年期に親から身体的暴力					0.0264	0.0071 ***
	両親が離婚					-0.0018	0.0061
	N	4,072		4,025		3,521	

注：(1) 復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした推定値である。

(2) *P 値<0.1、**P 値<0.05、***P 値<0.01

図表6-9 いずれかの「児童虐待」(CM1,CM2 または CM3)経験の推定結果(Probit モデル)

		Model 1		Model 2		Model 3	
		dy/dx	SE	dy/dx	SE	dy/dx	SE
経済環境	等価所得が貧困線(122万円)以下						
	貧困線の101%~200%	-0.0611	0.0232 ***	-0.0443	0.0248 *	-0.0439	0.0265 *
	貧困線の201%以上	-0.0743	0.0244 ***	-0.0543	0.0264 **	-0.0381	0.0294
	不詳	-0.0934	0.0215 ***	-0.0745	0.0229 ***	-0.0538	0.0249 **
	食料を買うお金が無かった	0.0483	0.0210 **	0.0402	0.0218 *	-0.0168	0.0248
	貯蓄を生活費に回している	0.0873	0.0261 ***	0.0832	0.0261 ***	0.0570	0.0257 **
社会環境	子ども数			0.0213	0.0074 ***	0.0275	0.0080 ***
	重病・難病・障害児あり			0.0477	0.0319	0.0024	0.0338
	低出生体重児あり			0.0646	0.0380 *	0.0616	0.0406
	第1子が婚外子			-0.0443	0.0228 **	-0.0463	0.0263 *
	祖父母と同居			-0.0302	0.0155 **	-0.0109	0.0157
	ひとり親			0.0386	0.0143 ***	0.0107	0.0164
	人口20万人以上の都市に居住			0.0132	0.0154	0.0195	0.0160
母親の個人属性	現在年齢					-0.0033	0.0010 ***
	学歴—高卒以下						
	短大・高専					0.0268	0.0153 *
	大学(院)					0.0178	0.0212
	その他・不詳					-0.1746	0.0514 ***
	現在の就業状態—無業						
	正社員					-0.0230	0.0219
	非正社員					-0.0063	0.0205
	職業キャリアコース—就業継続型						
	退職復帰(予定)型					0.0217	0.0168
	引退型・その他					-0.0259	0.0211
	健康状態が(あまり)良くない					0.0523	0.0200 ***
	うつ傾向あり					0.1199	0.0166 ***
	未成年期に親から身体的暴力					0.1999	0.0223 ***
	両親が離婚					0.0406	0.0215 *
N		4,072		4,025		3,521	

注：(1) 復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした推定値である。

(2) *P 値<0.1、**P 値<0.05、***P 値<0.01

6. 結びにかえて

本研究では、母親による児童虐待問題を取り上げた。日本では研究蓄積の少なかった児童虐待に関する母親の自己認知と環境要因の影響について、独自の調査データを用いて検証してみた。「児童虐待」の指標として、「児童虐待」思い悩み（CM1）、「行き過ぎた体罰」（CM2）および「育児放棄」（CM3）の経験についての母親の自己認知が用いられている。

分析の結果、貧困などの「経済環境要因」は、「児童虐待」思い悩みと「育児放棄」を説明する重要な要因であるが、「行き過ぎた体罰」にはあまり影響しないことが分かった。また、「重病・難病・障害児」と「低出生体重児」を育てている母親や母子世帯の母親は、「育児放棄」を経験する確率が顕著に高く、育児ストレス等の「社会環境要因」は「育児放棄」の発生に大きく寄与している。祖父母との同居は、「児童虐待」思い悩みと「行き過ぎた体罰」の減少につながるが、「育児放棄」を減らす効果はほとんど見られない。

児童虐待は、「経済環境要因」と「社会環境要因」が起因するという「環境説」の見解がある程度支持されている一方、「病理説」の見解を支持する結果も得られている。統計的推定の結果、母親の健康状態、うつ傾向、未成年期における親からの身体的暴力（DV）などの個人属性³⁵が児童虐待の発生確率に高めており、とくに未成年期のDV経験が強い説明力を持っていることが分かった。

今後、母親による児童虐待を減らすための対策として、①メンタル的な問題や被虐の過去を持つ母親に対する心理的カウンセリングの充実、②「重病・難病・障害児」および「低出生体重児」の母親やひとり親など、子育てストレスの多い環境にいる母親が、孤立無援にならないための支援ネットワークの強化が必要である。さらに、貧困、低出生体重児、うつ傾向、被虐の過去など「育児放棄」につながりやすい危険なサイン³⁶にアンテナを張り、必要に応じて児童相談所に介入できるような体制も早急に作るべきである。

参考文献

- 上野加代子（2007）「児童虐待ーリスクの個人管理から社会管理へ」『季刊家計経済研究』No.73,33-41
- E. バダンテール（1998）『母性という神話』筑摩書房（鈴木晶 翻訳）
- 竹沢純子（2010）「児童虐待の現状と子どものいる世帯を取り巻く社会経済的状況ー公的統計及び先行研究に基づく考察」『季刊社会保障研究』Vol.45(4)、346-360
- JILPT（2012）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」、調査シリーズ No.95
- JILPT（2015）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014（第3回子育て世帯全国調査）』調査シリーズ No.145
- 山野良一（2008）『子どもの最貧国・日本』光文社新書
- Dietz, P. et.al. (1999) “Unintended Pregnancy among Adult Women Exposed to Abuse or Household Dysfunction during Their Childhood.”, *Journal of the American Medical Association* 282, 1359-1364
- Felitti, V. et. al. (1998) “Relationship of Childhood Abuse and Household Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults: The Adverse Childhood Experience Study.”, *American Journal of Preventive Medicine* 14, 245-250
- Goldman, J., Salus, M. K., Wolcott, D., Kennedy, K. Y. (2003) *A Coordinated Response to Child Abuse and Neglect: The Foundation for Practice* (Chapter 5), published by U. S. Department of

³⁵ 実際、「病理説」と関わるこれらの個人属性要因を推定モデルに加えると、「経済環境要因」の影響は小さくなったり、消えたりしている。

³⁶ 経済環境、社会環境、個人属性別の児童虐待の認知割合が付表6-1にまとめられている。

Health and Human Services

Kaufman, J. and E. Zigler (1987) “Do Abused Children Become Abusive Parents?”, *American Journal of Orthopsychiatry* 57, 186-192

Paxson, C. and J. Waldfogel (1999) “Parental Resources and Child Abuse and Neglect”, *The American Economic Review*, 89(2), 23-244

Paxson, C. and J. Waldfogel (2002) “Work, Welfare and Child Maltreatment”, *Journal of Labor Economics*, 20(3), 435-474

Starr, R. and D. Wolfe (1991) *The Effects of Child Abuse and Neglect: Issues and Research*, New York: Guilford, 1991

Widom, G. (1989) “The Cycle of Violence”, *Science* 244, 160-166

付表 6-1 経済・社会環境属性、個人属性別母親の児童虐待に関する自己認知の割合（％）

		思い悩み経験		「行き過ぎた体罰」経験		「育児放棄」経験		N
		平均値(割合)	標準偏差	平均値(割合)	標準偏差	平均値(割合)	標準偏差	
等価所得が貧困線(122万円)以下		20.13	2.28	9.27	1.62	5.62	1.35	456
	貧困線の101%~200%	13.39	1.25	8.73	1.05	2.84	0.58	938
	貧困線の201%以上	11.23	1.22	6.55	1.10	1.18	0.38	803
	不詳	10.46	0.78	6.18	0.60	1.77	0.30	1,980
食料を買うお金が無かった	Yes	17.09	2.17	9.20	1.68	4.86	1.11	411
	No	11.84	0.60	7.07	0.50	1.90	0.24	3,661
重病・難病・障害児あり	Yes	21.37	3.71	7.85	2.21	5.03	1.55	154
	No	11.68	0.57	7.07	0.48	2.05	0.24	4,023
低出生体重児あり	Yes	17.04	4.13	8.95	3.03	6.26	2.69	106
	No	11.87	0.57	7.05	0.47	2.04	0.23	4,071
祖父母と同居	Yes	10.05	1.07	5.49	0.77	2.31	0.51	1,016
	No	12.65	0.67	7.62	0.57	2.13	0.27	3,095
ひとり親	Yes	14.65	1.03	8.81	0.82	4.82	0.65	1,353
	No	11.64	0.63	6.86	0.52	1.79	0.25	2,824
健康状態が(あまり)良くない	Yes	21.79	2.01	13.81	1.64	6.33	1.14	580
	No	10.94	0.60	6.34	0.50	1.64	0.22	3,448
うつ傾向あり	Yes	23.61	1.75	14.20	1.47	6.74	0.97	835
	No	9.86	0.62	5.66	0.51	1.19	0.21	2,868
未成年期に親から身体的暴力	Yes	33.38	3.11	25.41	2.85	9.67	1.91	306
	No	10.53	0.56	5.83	0.45	1.63	0.21	3,871

注：復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

労働政策研究報告書 No.189

子育て世帯のディストレス

発行年月日 2017年3月27日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2017JILPT

Printed in Japan

* 労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)